

学校教育法等の一部を改正する法律（抄）

附 則

（構造改革特別区域法の一部改正）

第四十二条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第六十条の二」を「第九十五条」に、「第百二条第一項」を「附則第六条」に、「第三十四条（第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項、第七十六条及び第八十二条）」を「第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条）」に、「第四十五条第三項（第五十一条の九第一項）」を「第五十四条第三項（第七十条第一項）」に、「第七十条の十」を「第百二十三条」に改める。

第十三条第一項中「第百二条第一項」を「附則第六条」に、「第三十四条（第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項、第七十六条及び第八十二条）」を「第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条）」に、「第四十五条第三項（第五十一条の九第一項）」を「第五十四条第三項（第七十条第一項）」に改める。

第十四条第一項中「第七十八条第二号」を「第二十三条第二号」に、「第八十条」を「第二十六条」に改め、同条第二項中「第八十条」を「第二十六条」に改める。